

令和8年度第2回ふぐ処理師免許に係る講習 実施案内

このことについて、次のとおり実施いたしますので、内容を十分に御確認の上、受講手続を行ってください。

1 講習の区分及び受講対象者について

徳島県ふぐの処理等に関する条例（以下「条例」という。）に規定される講習は、次の2つに分けられます。この度、2つの講習を同時に行いますが、受講対象者や受講手続はそれぞれ異なりますので、ご注意ください。

(1) 新規講習	・ 条例第5条第2項第1号に規定する講習 ・ 受講対象者：新たにふぐ処理師免許の取得を目的とする方
(2) 更新講習	・ 条例第9条第2項に規定する講習 ・ 受講対象者：既に徳島県でふぐ処理師免許を取得しており、その更新を目的とする方 <u>* 令和4年に免許を取得した方は受講してください。</u>

2 講習日時

令和8年12月2日（水） 14時00分から16時10分まで

3 講習会場

徳島グランヴィリオホテル 1F グランヴィリオホール
徳島県徳島市万代町3丁目5-1

4 受講手続

受付期間	<u>令和8年10月26日（月）～11月6日（金）</u> <u>9：00～15：30</u> （他の時間帯の場合はお支払いの関係上、受付できませんのでご注意ください。）
受付場所	徳島県庁10階 安全衛生課内 （一社）徳島県食品衛生協会 （徳島県徳島市万代町1丁目1番地）
郵送希望の場合 （4連納付書のみ）	<u>令和8年11月6日（金）必着</u> （送付先） 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県生活環境部安全衛生課内 一般社団法人徳島県食品衛生協会 宛

提出書類	(1) 受講申込書 ・新規講習を受講する場合：別紙様式 1 ・更新講習を受講する場合：別紙様式 2 (2) 手数料 3 0 0 0 円（お支払い方法は別紙参照） ①更新対象者の方（「4 連納付書」を使用） 申請書と徳島県納付済証を提出してください。 ※郵送での申請も可能です。 ②新規の方（県庁でお支払い） 申請書を食品衛生協会までお持ちください。 徳島県庁地下 1 階のレジにて手数料をお支払いいただきます。 ※もし収入証紙をお持ちの方は令和 9 年 3 月末までご使用できますのでご相談ください。
------	--

<留意事項>

- ・徳島県収入証紙は 9 月末で販売を終了しますが、お持ちの方はご利用可能です。
- ・手数料は「4 連納付書（更新の方）」もしくは「県庁のレジ（新規の方）」でお支払いとなります。
- ・受付をした申込書等の提出書類及び手数料は、申込みを取り消した場合又は講習を受けなかった場合でも返還いたしません。
- ・受講申込書の提出は、受付期間中に行ってください。
- ・提出していただいた書類に不備等があった場合、ご連絡させていただくことがあります。

5 講習時間等

【令和 8 年 1 2 月 2 日】

午後の部	時 間	所 要 時 間
受 付	1 3 : 4 5 ~ 1 4 : 0 0	
条例及び条例施行規則に関する知識	1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0	3 0 分
ふぐに関する一般知識	1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 1 5	4 5 分
休 憩	1 5 : 1 5 ~ 1 5 : 2 5	1 0 分
食品衛生に関する一般知識	1 5 : 2 5 ~ 1 6 : 1 0	4 5 分
修了証の交付	1 6 : 1 0 ~	

※上記の時間等は目安となります。

6 講習当日持参するもの

- ・筆記用具

7 受講にあたっての注意事項

- (1) 遅刻等で受講できなかった場合も手数料は返還いたしません。事前に受付時間、講習会場の場所等を十分に御確認の上お越しください。

(2) 新規講習の方

ふぐの処理師免許の申請をするには、本講習を受講するほか、知事が定めるふぐ処理師試験に合格しなければなりません。

令和8年度の試験は、令和9年1月下旬～2月上旬に行う予定ですので、徳島県ホームページ等で試験の案内を御確認の上、受験申請してください（11月中旬～12月中旬掲載予定）。

ただし、他都道府県等が実施する試験に合格し、徳島県の免許を申請しようとする方は、県安全衛生課（電話 088-621-2229）までご連絡ください。

(3) 更新対象者の方（免許の更新申請について）

本講習終了後、受講会場にてふぐ処理師免許更新申請書及びふぐ処理師免許更新用の「4 連納付書」をお渡しいたします。免許の有効期限までにコンビニ等でお支払いいただき、更新申請を行ってください。（郵送可）

8 講習に関する問合せ先

一般社団法人徳島県食品衛生協会

電話 088-621-2219

Email tokuhp@t-shokukyo.jp